

(様式 2)

「京丹後市暴力団排除条例（案）」の概要

1 趣旨について

暴力団対策については、平成 3 年に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」が制定されて本格的な対策が始まり、幾度かの法改正を経て取組みが強化されてまいりましたが、平成 20 年の改正により、「地方公共団体は、事業者、国民又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う暴力団排除活動の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする」と規定され、京都府をはじめ全都道府県で暴力団排除条例が制定されました。しかしながら、府の条例が府下自治体における事務事業には適用されないことから、市町村独自の規定を設けた条例を制定する動きが高まり、本市でも条例制定に向けて取り組んでいます。

本条例は、府の条例による規制の及ばない範囲を補完するとともに、京丹後市における暴力団排除活動の促進のために必要な措置を講じ、今までの「警察対暴力団」から「社会対暴力団」という構図への転換を進め、社会が一体となった取組みの充実と徹底を図ろうとするものです。

2 条例の概要

第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）

条例の目的、定義、基本理念、市の責務、市民等の責務について記述しています

第 2 章 暴力団排除のための施策（第 6 条－第 12 条）

市の事務事業における措置、市民等に対する支援、広報及び啓発、市が設置した公の施設の使用の不許可等、市の財産等の貸付等の禁止、公共工事からの暴力団排除、報告又は資料の提出について記述しています

第 3 章 事業者の遵守事項（第 13 条－第 15 条）

暴力団威力利用行為の禁止、利益供与の禁止、契約時における措置について記述しています

第 4 章 青少年の健全な育成を図るための措置（第 16 条）

青少年に対する教育等のための措置について記述しています

第 5 章 雑則（第 17 条－第 19 条）

京都府京丹後警察署長への意見聴取、委任、適用上の注意について記述しています

第 6 章 罰則（第 20 条・第 21 条）

罰則、両罰規定について記述しています

3 施行期日について

平成 25 年 1 月 1 日から施行します。